

第559回 海務協議会

1. 日 時：令和元年11月21日（木）13：30から

2. 場 所：横浜税関本関 6階 研修第一教室

3. 議 題：

(1) 「全国税関における関税法違反事件の取締状況」について

説明：國分 統括監視官

(2) 令和元年10月消費税率の引上げ等に伴う対応について

説明：後藤田 上席監視官

(3) その他・質疑応答

次回開催予定日 令和2年1月9日（木）13：30～

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部
TEL 045-680-1757
FAX 045-680-1758
E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）



報道発表

令和元年 9 月 25 日
横 浜 税 関

横浜税関における密輸摘発状況(令和元年上半期)

不正薬物の摘発が件数・押収量ともに増加 — 大麻製品及び麻薬の摘発増加 —

1. 不正薬物

不正薬物^(※1)全体の摘発件数は230件(前年同期比20%増、全国の約4割)、押収量^(※2)は約31kg(前年同期比16%増)と摘発件数・押収量ともに増加

- (※1) 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう
(※2) 錠剤型薬物を除いたもの

2. 覚醒剤

摘発件数は14件(前年同期比12%減)、押収量は約3kg(前年同期比85%減)と減少。

3. 大麻

摘発件数は80件(前年同期比2.2倍、全国の約6割)、押収量は約24kg(前年同期比約4.5倍、全国の約5割)と摘発件数・押収量ともに大幅に増加。

○非公用軍事郵便物から大麻草を大量摘発

○大麻製品(液状大麻、大麻含有食品等)の摘発件数増加

4. 麻薬

摘発件数は90件(前年同期比41%増、全国の約7割)、押収量は約2kg(前年同期比約3倍)と摘発件数・押収量ともに増加。

○国際郵便路線を利用したMDMA、LSDの摘発件数増加

連絡・問合せ先 横浜税関 調査部
特別審理官(第1担当)
TEL045-212-6080

横浜税関における主な摘発事例等（令和元年上半期）

◎大麻草の大量摘発

【事例１】非公用軍事郵便物に隠匿された大量の大麻草を摘発

平成31年3月、米国から到着した非公用軍事郵便物2通を検査したところ、郵便物内に隠匿された大麻草合計約13.4キログラムを発見・摘発した。



◎国際郵便路線を利用した大麻製品・麻薬の摘発件数増加

【事例２】国際郵便物に隠匿された麻薬を摘発

平成31年3月、オランダ王国から到着した国際郵便物を検査したところ、郵便物内に隠匿された麻薬であるMDMA51錠及びLSD（リゼルギン酸ジエチルアミド）約1.17グラムを発見・摘発した。



MDMA

LSD

【事例3】国際郵便物に隠匿された液状大麻を摘発

平成31年3月、米国から到着した国際郵便物を検査したところ、郵便物内に隠匿された液状大麻約2.13グラムを発見・摘発した。



【事例4】国際郵便物に隠匿された大麻を摘発

平成31年4月、米国から到着した国際郵便物を検査したところ、郵便物内に隠匿された大麻(植物片及びタバコ様のもの)約109.8グラムを発見・摘発した。



◎その他（告発事例）

金貨等密輸入既遂事件

令和元年6月、入国するにあたり、金貨等(アンティークコイン)36点を、合計13回にわたり、携行品に隠匿したうえ、輸入申告して許可を受けることなく税関を通過し、偽りその他不正の行為により、消費税等を免れたものとして、法人及びその従業員を関税法違反、消費税法違反及び地方税法違反各事実で告発した。(ほ脱額:消費税等合計4,639万3,700円)



【資料 1】 社会悪物品の摘発実績（横浜税関）

種 類		年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (1-6月)	前年同期比
						(1-6月)		
覚醒剤	件	10	19	26	40	16	14	88%
	kg	172	316	843	183	15	3	20%
大 麻	件	59	43	80	101	36	80	222%
	kg	19	3	3	10	5	24	447%
大麻草	件	28	34	49	45	21	34	162%
	kg	18	1	2	1	0	21	6507%
大麻樹脂等	件	31	9	31	56	15	46	307%
	kg	1	2	1	9	5	3	65%
あへん	件	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-	-
麻 薬	件	90	106	121	144	64	90	141%
	kg	1	95	1	121	1	2	297%
	千錠	0	1	2	20	1	0	33%
ヘロイン	件	-	6	3	7	2	-	全減
	kg	-	0	0	0	0	-	全減
コカイン	件	5	4	14	27	18	6	33%
	kg	0	95	1	116	1	2	306%
MDMA等	件	17	18	45	44	20	39	195%
	kg	0	0	0	5	0	0	295%
	千錠	0	1	2	20	1	0	32%
ケタミン	件	-	3	7	8	5	8	160%
	kg	-	0	0	0	0	0	30%
その他 麻薬	件	68	75	52	58	19	37	195%
	kg	0	0	0	0	0	0	380%
	千錠	0	0	0	0	0	0	41%
向精神薬	件	3	3	2	31	22	-	全減
	kg	0	-	-	-	-	-	-
	千錠	4	2	0	18	10	-	全減
指定薬物	件	826	277	135	125	54	46	85%
	kg	23	7	3	8	6	1	23%
合 計	件	988	448	364	441	192	230	120%
	kg	215	421	851	322	27	31	116%
	千錠	4	2	2	38	11	0	4%

銃 砲	件	1	1	1	2	-	-	-
	丁	1	1	2	3	-	-	-
うち拳銃	件	1	1	1	1	-	-	-
	丁	1	1	2	2	-	-	-
拳銃部品	件	-	-	2	-	-	-	-
	点	-	-	3	-	-	-	-

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
3.大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻キッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
4.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。
5.端数処理のため数値が合わないことがある。
6.数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
7.平成30年、令和元年の数値は速報値である。

【資料 2】不正薬物の密輸形態別摘発件数（横浜）

（件）

形態別		年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		令和元年（1-6月）	
						(1-6月)		前年同期比	
航空機旅客等による密輸			1	1	1	3	2	1	50%
国際郵便物を利用した密輸			981	437	359	431	186	226	122%
商業貨物等を利用した密輸			3	9	3	6	4	3	75%
	航空貨物等		0	0	0	0	0	0	-
	海上貨物等		3	9	3	6	4	3	75%
船員等による密輸			3	1	1	1	0	0	-
合 計			988	448	364	441	192	230	120%

（注）航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

【資料 3】不正薬物の仕出国別摘発件数（横浜）

仕出国等	オランダ	米国	中国	カナダ	英国	スロベニア	ドイツ	フランス	スペイン	タイ	その他	合計
摘発件数（件）	74件	59件	20件	20件	12件	7件	7件	7件	6件	4件	14件	230件
（うち国際郵便物）	(74件)	(56件)	(20件)	(20件)	(12件)	(7件)	(7件)	(7件)	(6件)	(4件)	(13件)	(226件)
構成比（%）	32.2%	25.7%	8.7%	8.7%	5.2%	3.0%	3.0%	3.0%	2.6%	1.7%	6.1%	100.0%

不正薬物の押収量が上半期で 1.5 トン超え

－ 令和元年上半期の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況 －

財務省は、令和元年上半期（平成 31 年 1 月から令和元年 6 月まで）に全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物の事犯

不正薬物^{*1}全体の摘発件数は 571 件（前年同期比 41%増）、押収量^{*2}は約 1,581 kg（前年同期比約 2.7 倍）となった。押収量は、上半期で既に 1.5 トンを超え、特に覚醒剤は史上初めて“4 年連続の 1 トン超え”が確実となる大量摘発となった。この様に、我が国への不正薬物の流入は引き続き拡大傾向にあり、極めて深刻な状況となっている。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）、向精神薬及び指定薬物をいう。*2 錠剤型薬物を除く。

[覚醒剤事犯]

摘発件数は 207 件（前年同期比約 3 倍）、押収量は約 1,460 kg^{*3}（前年同期比約 2.8 倍）となり、摘発件数・押収量ともに増加傾向が続いている。

*3 薬物乱用者の通常使用量で約 4,867 万回分、末端価格にして約 876 億円に相当。

➤ “大口事犯の摘発及び航空機旅客等の摘発が大幅増加”

1 回の押収量としては過去最高となる洋上取引での約 1 トンの摘発のほか、航空機旅客の摘発件数 103 件（前年同期比約 2.9 倍）、押収量約 218 kg（前年同期比約 3 倍）、航空貨物等の摘発件数 55 件（前年同期比約 9.2 倍）、押収量約 122 kg（前年同期比約 22 倍）等、大幅な増加となった。

[大麻事犯]

摘発件数は 137 件（前年同期比 43%増）、押収量は約 53 kg（前年同期比 6%増）と、摘発件数は約 1.5 倍となったものの、押収量はわずかな増加にとどまった。

➤ “大麻樹脂等^{*4}の増加顕著”

大麻草の摘発件数が横ばいで推移する中、大麻樹脂等の摘発件数は 75 件（前年同期比約 2.8 倍）、押収量は約 15kg（前年同期比約 2 倍）と増加が顕著となった。特に、大麻リキッド、大麻菓子等の摘発が相次いだ。

*4 大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。

[麻薬^{*5}事犯及び指定薬物^{*6}事犯]

麻薬事犯については、摘発件数は 135 件（前年同期比 27%増）、押収量は約 55kg（前年同期比約 2.9 倍）と、摘発件数・押収量ともに増加した。

一方で、指定薬物事犯については、摘発件数は 86 件（前年同期比 21%減）、押収量は約 12kg（前年同期比 6%減）と、摘発件数・押収量ともに減少した。

*5 ヘロイン、コカイン、MDMA 等の薬物。

*6 医薬品医療機器等法第 2 条第 15 項に基づき厚生労働大臣が指定する薬物（いわゆる「危険ドラッグ」）。

2. 金地金の密輸入事犯

摘発件数は９件（前年同期比 99%減）、押収量は約 146kg（前年同期比 92%減）と、摘発件数・押収量ともに大幅に減少した。

3. 知的財産侵害事犯

商標権を侵害するオリンピック記念メダル等の密輸入事犯 7 件を告発した。

4. ワシントン条約該当事犯

カワウソ、爬虫類等の密輸入事犯 6 件を告発した。

5. 不正輸出事犯

盗難中古重機等の密輸出事犯 3 件を告発した。

6. その他の事犯

偽造商品券、偽造クレジットカード等の密輸入を告発した。

[問合せ先]

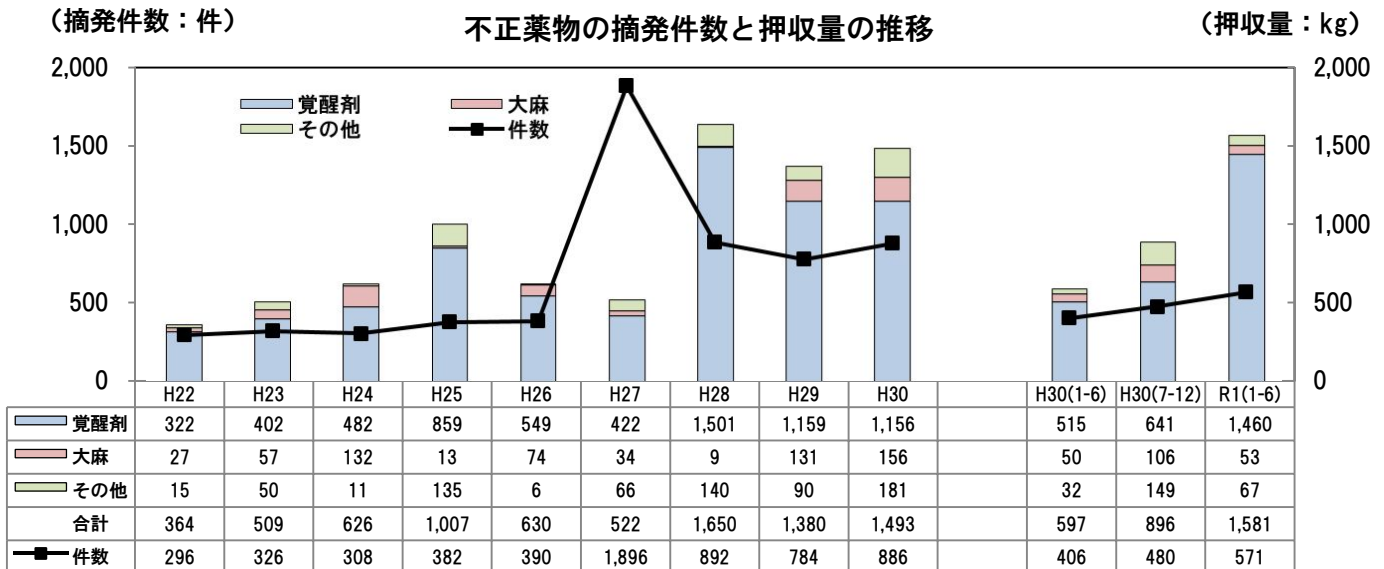
財務省関税局調査課

代表 03-3581-4111 （内線）5389

令和元年上半期の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況

1. 不正薬物等

不正薬物全体の摘発件数は571件（前年同期比41%増）、押収量は約1,581kg（前年同期比約2.7倍）となった。押収量は、上半期で既に1.5トンを超え、特に覚醒剤は史上初めて“4年連続の1トン超え”が確実となる大量摘発となった。この様に、我が国への不正薬物の流入は極めて深刻な状況となっている。



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。なお、指定薬物は平成27年4月に「輸入してはならない貨物」に追加された。平成30年、令和元年の数値は速報値。

(1) 覚醒剤

- 覚醒剤の摘発件数は207件（前年同期比約3倍）、押収量は約1,460kg（前年同期比約2.8倍）となり、既に前年分（摘発件数171件、押収量約1,156kg）を上回ったほか、史上初めて4年連続1トン超えが確実となった。
- 押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約4,867万回分、末端価格にして約876億円に相当する。

◆主な摘発事例

[事例1] 洋上取引 (過去最高の押収量)

鳥島南西方沖において洋上取引された覚醒剤約1トンを静岡県賀茂郡南伊豆町の海岸において摘発
(令和元年6月・東京税関等)



[事例2] 航空機旅客 (航空機旅客で過去最高)

カナダから成田国際空港に到着したカナダ人旅客の携帯品から覚醒剤約30kgを摘発（平成31年2月・東京税関）



[事例3] 航空機旅客 (青森空港)

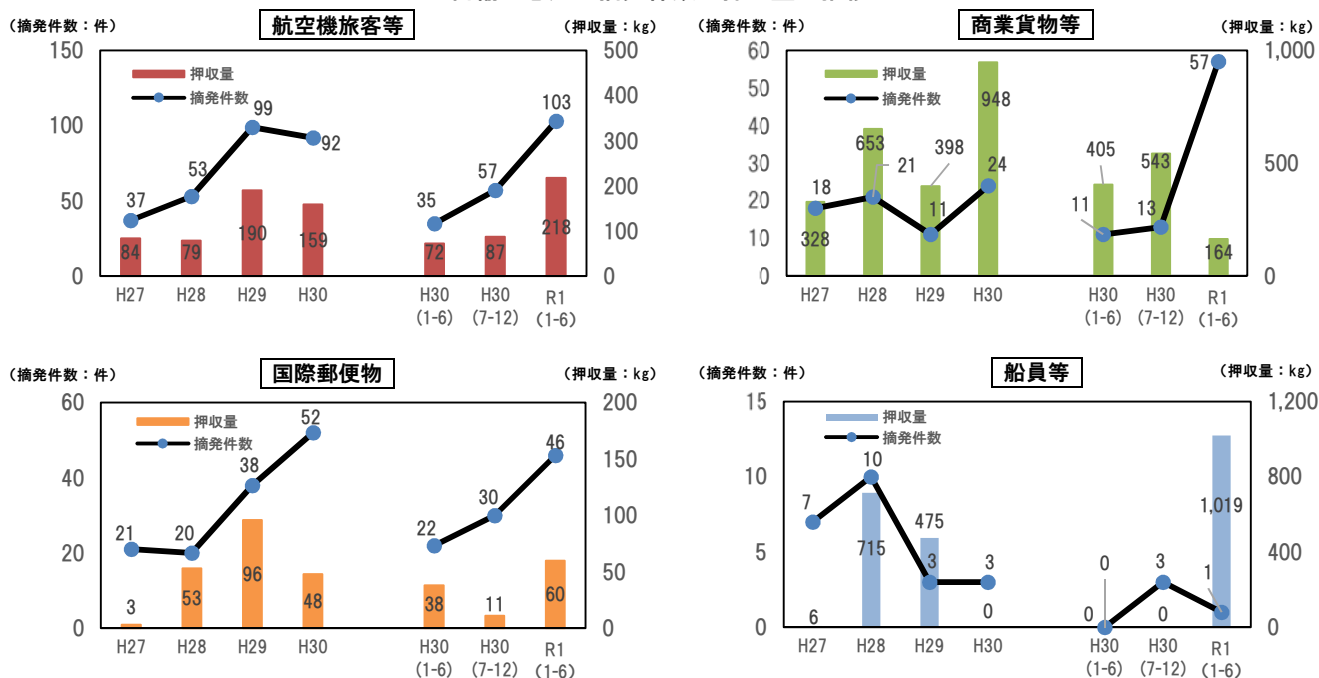
韓国から青森空港に到着したオランダ人男女の携帯品から覚醒剤約3kgを摘発（平成31年2月・函館税関）



➤ 密輸形態別

全体の摘発件数の約半数を航空機旅客等が占め、押収量についても前年同期比約3倍と大幅に増加した。また、商業貨物及び国際郵便物は、摘発件数が増加したものの、商業貨物の押収量は減少した。船員等（洋上取引を含む）の押収量は、著しく増加した。

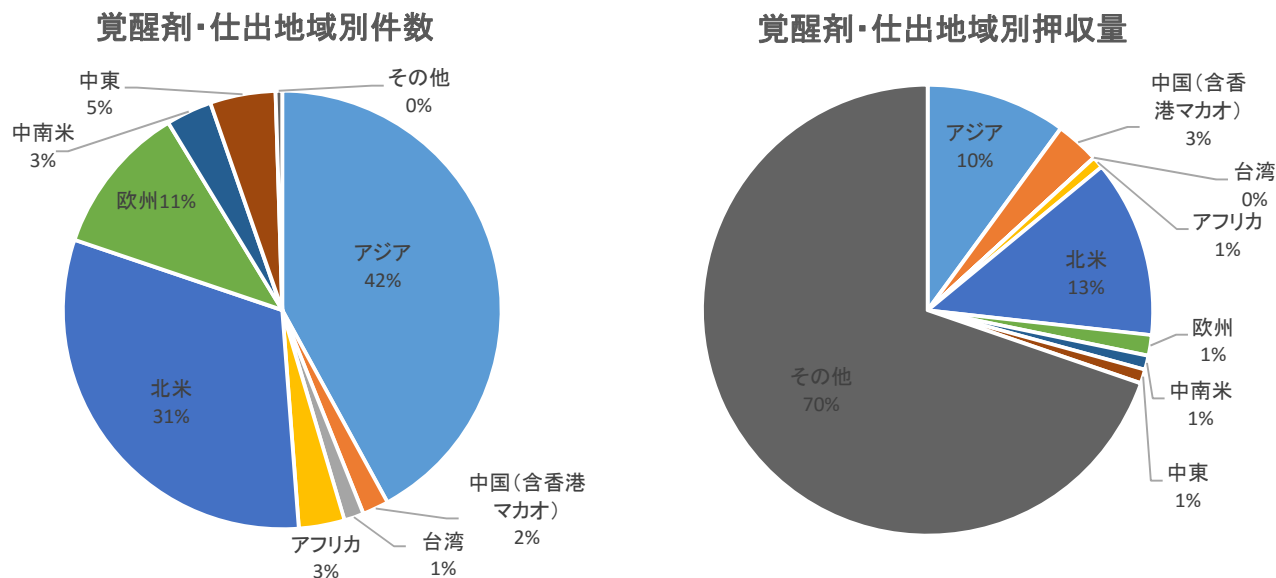
密輸形態別の摘発件数・押収量の推移



➤ 密輸仕出地別

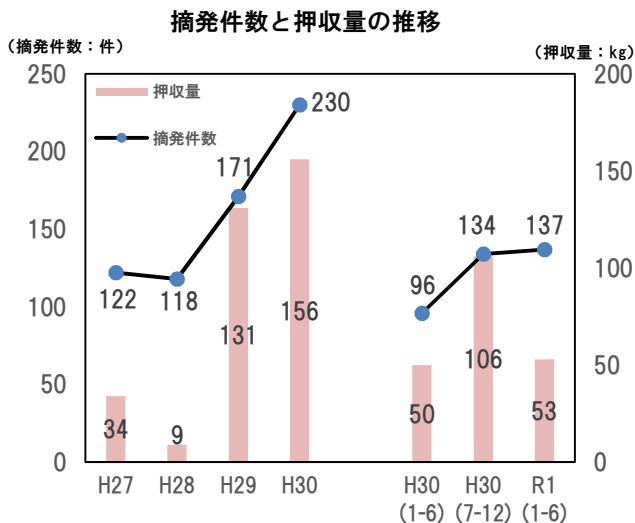
摘発件数ではアジア地域（アジア各国、中国（含香港マカオ）、台湾。以下同じ。）が45%と半数近くを占める。これに北米と欧州を加えるとほぼ9割となる。押収量では、アジア地域が13%、北米地域が13%、その他が70%を占める。その他が70%を占めるのは、鳥島南西方沖において洋上取引された約1トンの仕出地が不明であるためである。

アジア地域では、特にタイ、マレーシアの増加が顕著となった。



(2) 大麻

- 大麻の摘発件数は 137 件（前年同期比 43%増）となり、押収量は約 53 kg（前年同期比 6%増）とわずかに増加した。摘発件数については、平成 27 年以降、5 年連続 100 件超えが確実となった。
- 大麻のうち、大麻樹脂等（大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。）は、摘発件数（75 件（前年同期比約 2.8 倍））、押収量（約 15kg（前年同期比約 2 倍））とも大幅に増加した。



【事例 4】

アメリカ来非公用軍事郵便物から**大麻草合計 2 件**
 ・約 13.4kg を摘発
 （いずれも平成 31 年 3 月・横浜税関）



【参考】

大麻菓子の摘発事例



(3) 麻薬

- 麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）の摘発件数は 135 件（前年同期比 27%増）、押収量は約 55kg（前年同期比約 2.9 倍）と摘発件数・押収量ともに増加した。
- コカインの摘発件数は 24 件（前年同期比 23%減）と減少したものの、押収量は約 40 kg（前年同期比約 2.5 倍）と大幅に増加した。
- MDMA の摘発件数は 48 件（前年同期比 85%増）、押収量は約 2 万 7 千錠（前年同期比約 11 倍）と摘発件数・押収量ともに大幅に増加した。

(4) 指定薬物^{*1}

- 指定薬物の摘発件数は 86 件（前年同期比 21%減）、押収量は約 12kg（前年同期比 6%減）と摘発件数・押収量ともに減少した。

^{*1} 中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、厚生労働大臣が指定する薬物（医薬品医療機器等法第 2 条第 15 項）

2. 金地金の密輸入事犯

金地金^{*2}密輸入事犯の摘発件数は9件（前年同期比99%減）、押収量は約146kg（前年同期比92%減）と、摘発件数・押収量ともに大幅に減少した。

摘発事犯を密輸仕出地別にみると、韓国3件、台湾3件、中国2件、香港1件であり、いずれの国・地域においても大幅に減少した。

^{*2} 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

過去10年間の摘発状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	(1-6月)	(7-12月)	R1 (1-6月)
摘発件数(件)	15	17	18	12	119	465	811	1,347	1,088	941	147	9
押収量(kg)	92	63	79	133	449	2,032	2,802	6,277	2,119	1,791	328	146

（注）平成30年、令和元年の数値は速報値

一方で、犯則調査の過程で判明した過去の既遂事犯2件（計609kg）を告発した。

〔事例〕 自動車用サスペンション内に隠匿した密輸入 事犯（未遂・既遂）

平成29年11月、香港から航空貨物により、自動車用サスペンション内に隠匿した金地金220kg（未遂）を摘発し、その後の犯則調査により、過去、同様の手口で金地金200kg（既遂）の密輸入を認め、計420kgの金地金密輸入事犯としてイスラエル人男性2名を関税法違反で告発した。

（平成31年2月・東京税関）



〔事例〕 航空機旅客による密輸入事犯

平成29年2月、シンガポールから到着した日本人男性旅客2名より金地金計14kgを摘発し、更に、その後の犯則調査により、共犯者として日本人男性1名を認め、計3名を関税法違反で告発した。

（平成31年3月・神戸税関）



3. 知的財産侵害事犯

〔事例〕 商標権を侵害する物品の密輸入事犯

中国から国際郵便物により

商標権を侵害する東京オリンピック・パラリンピック
の記念メダル 8枚

を密輸入しようとした中国人男性を関税法違反で告発した。
(平成31年2月・名古屋税関)



〔事例〕 商標権を侵害する物品の密輸入事犯

・中国から航空小口急送貨物及び国際郵便物により

商標権を侵害する充電用ケーブル 計6,499個
を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発した。

・中国から航空小口急送貨物により

商標権を侵害する充電用ケーブル・イヤホン 計4,433個
を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発した。

(いずれも令和元年6月・東京税関)



4. ワシントン条約該当事犯

〔事例〕 爬虫類等の密輸入事犯

インドネシアから航空機により

ミドリニシキヘビ等 計16匹

等を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で
告発した。(平成31年4月・大阪税関)



〔事例〕 カワウソの密輸入事犯

タイから航空機により

コツメカワウソ 5頭

を密輸入しようとした日本人男性2名を関税法違反で
告発した。(平成31年2月・東京税関)



5. 不正輸出事犯

〔事例〕 中古重機不正輸出事犯

税関長に偽った書類（仕入書）を提出し

盗難品である中古重機 2台

をスリランカへ不正に輸出した日本人1名及びスリランカ人
2名並びに法人1社を関税法違反で告発した。

（令和元年6月・門司税関）



（※画像は同型のもの）

6. その他の事犯

〔事例〕 偽造有価証券の密輸入事犯

中国から国際宅配貨物により

偽造有価証券 3,994枚

を密輸入しようとした日本人男性1名を関税法違反
で告発した。（令和元年6月・名古屋税関）



〔事例〕 偽造クレジットカードの密輸入事犯

マレーシアから航空機により

偽造クレジットカード 456枚

を密輸入しようとしたマレーシア人男性2名を関税
法違反で告発した。（平成31年1月・函館税関）



(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年			令和元年 (1-6月)	前年同期比
						(1-6月)	(7-12月)		
覚醒剤	件	83	104	151	171	68	103	207	304%
	kg	422	1,501	1,159	1,156	515	641	1,460	284%
大 麻	件	122	118	171	230	96	134	137	143%
	kg	34	9	131	156	50	106	53	106%
大麻草	件	58	81	115	129	69	60	62	90%
	kg	29	6	117	143	42	101	38	89%
大麻樹脂等	件	64	37	56	101	27	74	75	278%
	kg	6	3	13	13	8	5	15	200%
あへん	件	—	—	—	—	—	—	—	—
	kg	—	—	—	—	—	—	—	—
麻 薬	件	213	182	170	229	106	123	135	127%
	kg	26	121	82	165	19	146	55	288%
	千錠	1	1	2	22	3	19	27	986%
ヘロイン	件	2	6	6	8	2	6	1	50%
	kg	2	0	70	0	0	0	15	2,146倍
コカイン	件	8	12	24	56	31	25	24	77%
	kg	18	119	10	152	16	137	40	253%
MDMA等	件	23	27	48	59	26	33	48	185%
	kg	0	1	0	9	0	9	0	261%
	千錠	0	1	2	21	3	19	27	11倍
ケタミン	件	12	20	18	16	9	7	17	189%
	kg	4	1	0	1	1	0	0	9%
その他麻薬	件	168	117	74	90	38	52	45	118%
	kg	2	1	1	2	2	0	0	4%
	千錠	1	0	0	1	0	1	0	149%
向精神薬	件	16	11	17	38	27	11	6	22%
	kg	0	—	0	—	—	0	—	—
	千錠	7	2	4	26	18	8	0	1%
指定薬物	件	1,462	477	275	218	109	109	86	79%
	kg	40	19	8	16	13	3	12	94%
合 計	件	1,896	892	784	886	406	480	571	141%
	kg	522	1,650	1,380	1,493	597	896	1,581	265%
	千錠	8	3	6	48	21	27	27	133%
(参考) 使用回数	万回	1,499	5,405	4,638	4,406	1,786	2,620	5,173	290%
銃砲	件	5	4	7	10	5	5	—	全減
	丁	5	4	19	12	5	7	—	全減
うち拳銃	件	5	4	6	9	5	4	—	全減
	丁	5	4	18	11	5	6	—	全減
拳銃部品	件	—	—	3	1	—	1	—	—
	点	—	—	4	1	—	1	—	—

(注) 1. 税関が摘発した密輸入事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。

3. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。

4. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

5. (参考) 使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。

(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)

6. 端数処理のため数値が合わないことがある。

7. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

8. 指定薬物については、平成27年4月以降の実績を計上。

9. 平成30年、令和元年の数値は速報値である。

(資料2) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年			令和元年 (1-6月)	前年同期比	構成比
						(1-6月)	(7-12月)			
航空機旅客等による密輸入		107	176	214	248	102	146	187	183%	33%
国際郵便物を利用した密輸入		1,734	640	526	564	270	294	310	115%	54%
商業貨物等を利用した密輸入		45	60	36	62	30	32	66	220%	12%
航空貨物等		34	49	32	48	23	25	61	265%	11%
海上貨物等		11	11	4	14	7	7	5	71%	1%
船員等による密輸入		10	16	8	12	4	8	8	200%	1%
合 計		1,896	892	784	886	406	480	571	141%	100%

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(資料3-1) 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年			令和元年 (1-6月)	前年同期比	構成比
						(1-6月)	(7-12月)			
航空機旅客等による密輸入		37 84	53 79	99 190	92 159	35 72	57 87	103 218	294% 302%	50% 15%
国際郵便物を利用した密輸入		21 3	20 53	38 96	52 48	22 38	30 11	46 60	209% 159%	22% 4%
商業貨物等を利用した密輸入		18 328	21 653	11 398	24 948	11 405	13 543	57 164	518% 41%	28% 11%
航空貨物等		13 80	15 72	10 48	13 22	6 5	7 16	55 122	917% 22倍	27% 8%
海上貨物等		5 248	6 581	1 351	11 926	5 399	6 527	2 43	40% 11%	1% 3%
船員等による密輸入		7 6	10 715	3 475	3 0	- -	3 0	1 1,019	全増 全増	0% 70%
合 計		83 422	104 1,501	151 1,159	171 1,156	68 515	103 641	207 1,460	304% 284%	100% 100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料3-2) 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	(1-6月)		(7-12月)		令和元年 (1-6月)	構成比	合計
中国（香港・マカオを含む）		28	34	20	12	6	6	4	2	98		
		104	1,049	853	404	375	29	46	3	2,456		
	中国	15	19	10	7	3	4	2	1	53		
	香港	12	15	10	5	3	2	1	0	43		
	マカオ	1	-	-	-	-	-	1	0	2		
台湾		4	16	11	9	3	6	3	1	43		
		45	104	7	345	0	345	0	0	501		
アジア		19	18	44	66	26	40	87	42	234		
		12	15	65	281	64	216	147	10	519		
	タイ	12	6	21	19	8	11	32	15	90		
	マレーシア	-	2	14	22	9	13	39	19	77		
	カンボジア	-	-	2	7	-	7	-	0	9		
	韓国	1	4	-	4	2	2	2	1	11		
	インド	0	2	-	8	5	4	3	0	13		
	インド	2	1	4	3	3	-	1	0	11		
	ベトナム	4	2	11	6	6	-	1	0	26		
	ベトナム	-	2	2	5	2	3	2	1	11		
中東		-	0	0	5	0	4	1	0	5		
		2	1	7	4	1	3	10	5	24		
	トルコ	3	0	12	2	0	2	15	1	32		
	アラブ首長国連邦	1	-	6	1	-	1	6	3	14		
アフリカ		3	-	11	1	-	1	6	0	22		
		-	-	1	1	-	1	4	2	6		
		-	-	0	1	-	1	8	1	10		
		2	5	16	7	4	3	7	3	37		
	ケニア	20	38	72	54	48	6	13	1	197		
	ナイジェリア	-	-	2	1	1	-	-	0	3		
	南アフリカ	-	-	10	30	30	-	-	0	39		
欧州		-	-	-	15	15	-	-	0	15		
	タンザニア	1	1	3	2	-	2	5	2	12		
		1	2	22	4	4	4	9	1	38		
		-	-	-	2	2	-	-	0	2		
		-	-	-	3	3	-	-	0	3		
		5	6	22	28	12	16	23	11	84		
		4	8	26	18	6	12	21	1	77		
	イギリス	1	1	1	4	2	2	4	2	11		
	ドイツ	4	3	2	9	6	3	2	0	19		
	フランス	1	-	7	7	-	7	5	2	20		
北米		0	-	9	4	-	4	3	0	17		
	スイス	-	1	-	1	-	1	2	1	4		
	オランダ	-	1	-	3	-	3	4	0	8		
	ベルギー	-	-	1	1	-	1	-	0	2		
		-	-	0	2	-	2	-	0	3		
		-	2	9	10	5	5	1	0	22		
		-	0	3	0	0	0	0	0	3		
		-	-	-	5	5	-	1	0	6		
中南米		-	-	-	0	0	-	2	0	2		
		8	13	19	34	10	24	65	31	139		
	米国	3	16	111	43	14	29	186	13	358		
	カナダ	8	12	12	26	7	19	29	14	87		
オセアニア		3	11	96	37	14	24	64	4	211		
	メキシコ	-	1	7	8	3	5	36	17	52		
不明		-	5	15	5	0	5	122	8	147		
		7	6	6	9	6	3	7	3	35		
合計		225	260	14	9	8	1	15	1	523		
		7	6	6	9	6	3	7	3	35		
不明		225	260	14	9	8	1	15	1	523		
		1	-	1	-	-	-	-	0	2		
不明		0	-	0	-	-	-	-	0	0		
		7	5	5	2	-	2	1	0	20		
		6	11	0	0	-	0	1,019	70	1,035		
合 計		83	104	151	171	68	103	207	100	716		
		422	1,501	1,159	1,156	515	641	1,460	100	5,698		

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-1) 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	(1-6月)	(7-12月)	令和元年 (1-6月)	前年同期比	構成比
航空機旅客等による密輸入		28 1	49 1	57 3	50 92	14 0	36 92	32 21	229% 277倍	23% 39%
国際郵便物を利用した密輸入		83 23	59 4	99 10	156 45	75 40	81 6	97 32	129% 81%	71% 60%
商業貨物等を利用した密輸入		8 10	9 4	12 118	22 18	6 10	16 8	5 0	83% 3%	4% 1%
航空貨物等		6 2	7 4	10 18	21 18	6 10	15 8	4 0	67% 3%	3% 1%
海上貨物等		2 8	2 0	2 100	1 0	- -	1 0	1 0	全増 全増	1% 0%
船員等による密輸入		3 0	1 0	3 0	2 0	1 0	1 0	3 0	300% 62倍	2% 0%
合 計		122 34	118 9	171 131	230 156	96 50	134 106	137 53	143% 106%	100% 100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-2) 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	(1-6月)	(7-12月)	令和元年 (1-6月)	構成比	合計
中国（香港・マカオを含む）		3 1	3 0	8 0	8 0	5 0	3 0	- -	0% 0%	22 1
台湾		1 0	1 0	2 0	- -	- -	- -	1 0	2% 0%	5 0
アジア		4 3	15 3	10 0	13 6	5 0	8 6	6 0	10% 0%	48 13
アフリカ		2 0	- -	2 100	- -	- -	- -	- -	0% 0%	4 100
南アフリカ		2 0	- -	2 100	- -	- -	- -	- -	0% 0%	4 100
欧州		16 0	14 0	31 1	33 3	17 3	16 0	15 0	24% 1%	109 5
北米		29 24	41 2	55 15	70 133	41 40	29 94	38 37	61% 99%	233 212
カナダ		5 2	13 0	15 6	9 93	4 1	5 92	12 13	19% 34%	54 114
米国		24 22	28 2	40 10	61 40	37 39	24 1	26 25	42% 65%	179 99
中南米		3 0	2 0	3 0	2 1	- -	2 1	1 0	2% 0%	11 1
中東		- -	- -	- -	2 0	1 0	1 0	- -	0% 0%	2 0
オセアニア		- -	2 0	- -	1 0	- -	1 0	- -	0% 0%	3 0
不明		- -	3 0	4 0	- -	- -	- -	1 0	2% 0%	8 0
合 計		58 29	81 6	115 117	129 143	69 42	60 101	62 38	100% 100%	445 333

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-3) 大麻樹脂等の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	(1-6月)	(7-12月)	令和元年 (1-6月)	構成比	合計
中国（香港・マカオを含む）		1 0	2 0	3 0	1 0	- -	1 0	4 0	5% 0%	11 0
台湾		- -	1 0	1 0	1 0	1 0	- -	1 0	1% 0%	4 0
アジア		6 0	3 0	8 11	3 0	1 0	2 0	4 9	5% 59%	24 20
インド		2 0	- -	5 11	1 0	- -	1 0	1 9	1% 59%	9 20
アフリカ		- -	- -	1 0	- -	- -	- -	- -	0% 0%	1 0
欧州		20 0	9 0	17 0	17 1	7 0	10 0	14 1	19% 10%	77 3
北米		36 6	17 3	24 2	79 13	18 7	61 5	51 5	68% 31%	207 27
米国		33 5	16 3	21 2	77 13	18 7	59 5	46 5	61% 31%	193 27
中南米		- -	1 0	- -	- -	- -	- -	1 0	1% 0%	2 0
不明		1 0	4 0	2 0	- -	- -	- -	- -	0% 0%	7 0
合 計		64 6	37 3	56 13	101 13	27 8	74 5	75 15	100% 100%	333 50

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。



令和元年 11 月 21 日
海務協議会資料

令和元年 9 月
横浜税関

消費税率及び旅客の携帯品に対する簡易な税率の引上げについて

○ 消費税率の引上げについて

令和元年 10 月 1 日から、消費税率（地方消費税率を含む。）が 10%へ引き上げられることに伴い、旅客の携帯品に対し消費税及び地方消費税を課す場合においても、この税率（10%）が適用されることとなります。ただし、軽減税率制度の実施により、軽減対象課税貨物である飲食料品（酒類を除く。）に対しては、軽減税率（8%）が適用されます。

○ 簡易な税率の引上げについて

令和元年 10 月 1 日の消費税率の引上げに際し、平成 31 年度税制改正において、旅客の携帯品に対する簡易な税率の一部を引き上げる措置を講ずることとされております。

旅客の携帯品に対する簡易な税率の変更内容は、次のとおりです。

品 名		現 行	令和元年 10 月 1 日～
酒 類	ウイスキー、ブランデー	600 円／ℓ	800 円／ℓ
	ラム、ジン、ウォッカ	400 円／ℓ	500 円／ℓ
	リキュール	300 円／ℓ	400 円／ℓ
	焼酎	300 円／ℓ	
	その他（ワイン、ビールなど）	200 円／ℓ	
紙巻たばこ		12.5 円／本（注 1）	13 円／本（注 1）
その他の物品（関税が無税のものを除く。（注 2））		15%	

（注 1）たばこ特別税 0.5 円／本を含む。

（注 2）関税が無税のその他の物品については、その種別に応じ、
軽減税率 8%と標準税率 10%のいずれかの消費税率が適用される。

